

株 主 各 位

平成 16 年 6 月 2 日
京都市伏見区竹田鳥羽殿町 6 番地

京セラ株式会社

取締役社長 西 口 泰 夫

第50期 定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当社第50期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご押印のうえ、平成 16 年 6 月 24 日(木曜日)までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成 16 年 6 月 25 日(金曜日) 午前 10 時

2. 場 所 京都市伏見区竹田鳥羽殿町6番地

当社 20 階 大ホール (末尾の「会場ご案内図」をご参照ください。)

3. 会議の目的事項

報告事項 第50期 (平成 15 年 4 月 1 日から平成 16 年 3 月 31 日まで) 営業報告書、
貸借対照表及び損益計算書報告の件

決議事項 第 1 号議案 第50期利益処分案承認の件

第 2 号議案 定款一部変更の件

議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」
(3 頁) に記載のとおりであります。

第 3 号議案 監査役 2 名選任の件

第 4 号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

第 5 号議案 ストックオプション付与を目的として新株予約権を発行する件
議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」
(5 頁から 7 頁まで) に記載のとおりであります。

〔なお、招集通知に添付すべき計算書類及び監査報告書謄本は、別添の「第50期報告書」
(18頁から36頁まで) に記載のとおりであります。〕

以 上

~~~~~  
当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を、会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

## 議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 1,869,025個

### 2. 議案及び参考事項

#### 第1号議案 第50期利益処分案承認の件

当社は、安定した経営基盤のもとに積極的な事業展開を図り、将来にわたり持続的に業績を向上させることが株主の皆様のご期待に応えることになると考えております。

このため、本議案につきましては、当期の業績並びに今後の事業展開及び積極的な投資の継続等を勧奨し、次のとおりといたしたく存じます。

当期の利益配当金は、安定的な配当を実施する見地から、前期と同じく1株当たり30円といたしたく存じます。これにより、中間配当金と合わせ、年間の配当金は1株当たり60円となります。

また、役員賞与金（監査役賞与金を含む）は、前期に比べ1千5百万円減額の6千万円（うち監査役賞与金は250万円増額の550万円）とさせていただきたく存じます。

### 利益処分案

| 科 目                     | 金 額                       |
|-------------------------|---------------------------|
| 当 期 未 処 分 利 益           | 61,587,573,344 円          |
| 任 意 積 立 金 取 崩 額         |                           |
| 特 別 償 却 準 備 金 取 崩 額     | 710,384,843               |
| 合 計                     | 62,297,958,187            |
| これを次のとおり処分します。          |                           |
| 利 益 配 当 金<br>(1株につき30円) | 5,624,455,590             |
| 役 員 賞 与 金<br>(うち監査役賞与金) | 60,000,000<br>(5,500,000) |
| 特 別 償 却 準 備 金           | 320,606,111               |
| 別 途 積 立 金               | 48,000,000,000            |
| 次 期 繰 越 利 益             | 8,292,896,486             |

(注) 平成15年12月5日に5,624,599,050円（1株につき30円）の中間配当を実施いたしました。

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 変更の理由

「商法及び株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律の一部を改正する法律」(平成15年法律第132号)により、定款の定めに基づいた取締役会決議による自己株式の取得が認められたことから、機動的な資本政策を遂行するため変更案第6条を新設するとともに、現行定款第6条以下の条数を繰り下げのものとあります。

### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

| 現 行 定 款                       | 変 更 案                                                                                |
|-------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------|
| <新設>                          | <u>第6条 (自己株式の取得)</u><br><u>当社は、商法第211条の3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</u> |
| 第6条 }<br>) } (条文省略)<br>第36条 } | 第7条 }<br>) } (現行どおり)<br>第37条 }                                                       |

### 第3号議案 監査役2名選任の件

本総会終了の時をもって、監査役 伊藤友二、西枝 攻及び栗原伸治の3氏の任期が満了いたします。つきましては、監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | 氏名<br>(生年月日)          | 略歴<br>(他の会社の代表状況)                                                                                                                                                                                                    | 所有する<br>当社株式の数 |
|-------|-----------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| 1     | 西枝 攻<br>(昭和18年1月10日生) | 昭和50年4月 弁護士登録、大阪弁護士会所属 (現在)<br>昭和61年2月 当社顧問弁護士 (現在)<br>平成5年6月 当社監査役就任 (現在)                                                                                                                                           | 1,000,137株     |
| 2     | 栗原 伸治<br>(昭和7年7月19日生) | 昭和28年4月 京都中央信用金庫入庫<br>昭和43年4月 同金庫理事就任<br>昭和47年12月 同金庫常務理事就任<br>昭和53年5月 同金庫代表理事就任<br>昭和54年6月 同金庫専務理事就任<br>平成4年4月 同金庫相談役就任<br>中信興産(株)代表取締役社長就任<br>平成7年4月 医療法人財団康生会武田病院 たけだ病院<br>経営研究所所長就任 (現在)<br>平成15年6月 当社監査役就任 (現在) | 500株           |

(注) 1. 監査役候補者 西枝 攻及び栗原伸治の両氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。

2. 当社は、監査役候補者 西枝 攻氏と顧問弁護士契約を交わしております。

### 第4号議案 退任監査役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終了の時をもって任期満了により監査役を退任される伊藤友二氏に対し、在任中の労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈いたしたいと存じます。

その具体的金額、時期、方法等は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏名    | 略歴                     |
|-------|------------------------|
| 伊藤 友二 | 平成10年6月 当社常勤監査役就任 (現在) |

## 第5号議案 ストックオプション付与を目的として新株予約権を発行する件

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、以下の要領により、当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員に対しストックオプション付与を目的として新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 株主以外の者に対し特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由  
当社グループに対する経営参画意識を高め、業績向上に対する貢献意欲や士気を喚起することを目的として当社及び当社子会社の取締役、執行役員及び従業員に対し、また、適正な監査に対する意識を高めることにより当社グループの健全な経営を推進することを目的として当社及び当社子会社の監査役に対し、それぞれ新株予約権を無償で発行するものであります。
2. 新株予約権発行の要領
  - (1) 新株予約権の割当を受ける者  
当社及び当社子会社の取締役、監査役、執行役員及び従業員のうち、当社の取締役会が認めた者
  - (2) 新株予約権の目的となる株式の種類及び数  
当社普通株式 1,500,000株を上限とする。  
なお、当社が、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、この調整は、新株予約権のうち当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。  
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割（または併合）の比率}$$
  
また、当社が合併または会社分割を行う場合等、目的となる株式の数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合併または会社分割等の条件を勘案のうえ、合理的な範囲で目的となる株式の数を調整する。
  - (3) 発行する新株予約権の総数  
15,000個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的となる株式数100株。ただし、上記（2）に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。）
  - (4) 新株予約権の発行価額  
無償とする。
  - (5) 新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額  
新株予約権1個当たりの行使に際して払込みをすべき金額は、株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に上記（3）に定める新株予約権1個当たりの目的となる株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権発行の日の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に1.1を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げる。ただし、その金額が新株予約権発行の日の終値（取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、新株予約権発行の日の終値とする。

なお、新株予約権発行後、当社が株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割（または併合）の比率}}$$

また、時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分（新株予約権の行使の場合を除く。）を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生ずる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行による増加株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行による増加株式数}}$$

(6) 新株予約権の権利行使期間

平成16年10月1日から平成20年9月30日まで

(7) 新株予約権の行使の条件

- ① 新株予約権の割当を受けた者（以下「新株予約権者」という。）は、権利行使時において、当社または当社子会社の取締役、監査役、執行役員または従業員の地位にあることを要する。
- ② 新株予約権者が死亡した場合は、死亡の日から6ヶ月以内（ただし、権利行使期間の末日が早く到来する場合は当該末日までとする。）に限り、相続人は、新株予約権者の死亡時において本人が行使しうる新株予約権の数を上限として権利を行使することができる。
- ③ 当社の報償委員会が特に認めた場合は、上記①、②と異なる条件で権利を行使することができる。
- ④ その他の条件については、本総会決議及び取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する契約に定めるところによる。

(8) 新株予約権の消却事由及び条件

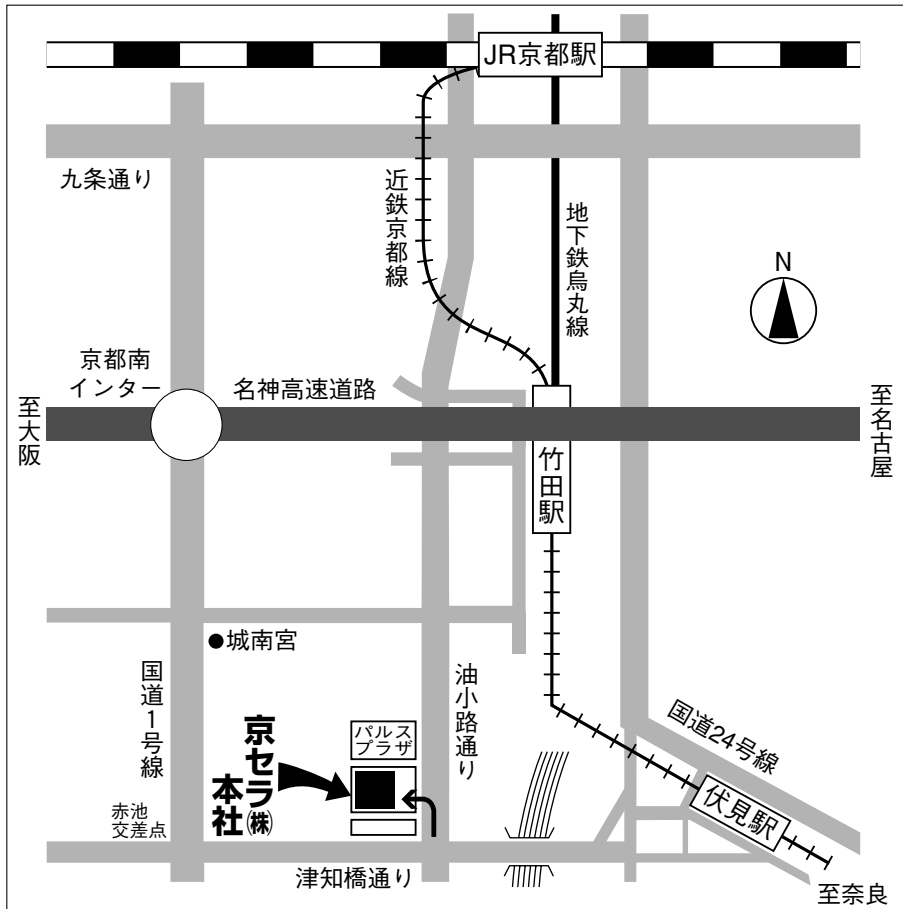
- ① 新株予約権者またはその相続人が、上記(7)に定める新株予約権の行使の条件を満たさず、新株予約権を行使できなくなった場合は、当社は当該新株予約権を無

償で消却することができる。

- ② 当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書もしくは株式移転の議案が株主総会で承認された場合は、当社は新株予約権を無償で消却することができる。
  - ③ 新株予約権者またはその相続人が新株予約権の全部または一部を放棄した場合、当社は当該新株予約権を無償で消却することができる。
  - ④ 上記のほか、当社はいつでも新株予約権を無償で消却することができる。
- (9) 新株予約権の譲渡制限  
新株予約権を譲渡するには取締役会の承認を要する。

以 上

# 会場ご案内図



## ○交通機関

- ・ 地下鉄烏丸線または近鉄京都線「竹田駅」下車、徒歩約18分。  
または北改札口を出て西口（4番出口）より市バスで「パルスプラザ前」下車。  
（ご注意）市バスの運行本数が少ないため、時間に余裕をもってお越しください。
- ・ 近鉄京都線「伏見駅」下車、徒歩約15分。

○車でお越しの方は、上記案内図の矢印の方向から構内に入り、地下駐車場をご利用ください。